

浜松市三ヶ日総合福祉センターの指定管理者に係る行政指導指針及び処分に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例（平成17年浜松市条例第186号。以下「条例」という。）に基づき設置する浜松市三ヶ日総合福祉センター（以下「センター」という。）における地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第10項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示及び同条第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるに当たっての行政指導指針及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって指定管理者による公の施設の管理の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法及び条例に定めるところによる。

(必要な指示に係る行政指導指針)

第3条 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 利用者に対し、正当な理由なく施設の利用を拒み、又は不当な差別的取扱いをしていると認める場合
- (2) 経営効率を重視する等の事由により、施設の管理に必要な職員の配置がなされていない等、施設の管理がセンターの施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていない場合
- (3) 正当な理由なく事業計画の内容に沿った管理運営を行わない場合
- (4) 条例第21条の規定に違反して業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は施設の管理を通して取得した個人情報の管理が不相当であると認める場合
- (5) 指定管理者の経営状態が悪化していると認める場合において必要があると認めるとき。
- (6) 事前に市長の承諾を得ず施設の形質を変更した場合
- (7) 災害等緊急時において当該施設を使用しようとする場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める場合

(指定の取消しに係る処分基準)

第4条 法第244条の2第11項に規定する「指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときにいう。

- (1) 前条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合において、指定を取消さなければ、センターの利用に支障が生じると認めるとき。
- (2) 前条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合において、指定を取消さなければ、利用者、市その他施設の利用に係る第三者に損害を与えると認めるとき。

- (3) 不当な目的を持って前条第 1 号、第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当でない認めるとき。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 3 月 3 日から施行する。